

○明治十七年七月一日	任步兵中尉	步兵少尉正八位	全	津村秀之進
○明治十七年七月九日	任騎兵大尉	騎兵大尉正七位勳五等	全	諸戸貞利
任騎兵少尉	騎兵少尉正八位	全	山本友清	
任會計二等軍吏	會計三等軍吏正八位	全	大須賀利勝	
○明治十七年七月廿三日	任三重縣愛濃郡長	森 豊	河口様之進	伊東祐實

時事新報

支那佛國西兩國ノ東京萬廉ハ如何落着スベキヤ世人皆領ナ  
引テ其報ヲ持テドモ未タ何タル確報セナク實際ノ談判ハ果  
シテ何様ノ點ニマア達シ居ルヤ更ニ知ルベカラザルナリ前  
日來ノ電報ニ依レバ西太后ハ斷然佛國ノ償金要求ヲ拒絶シ  
ヨリ向フ八日間ノ猶豫ヲ與ヘテ支那ノ決答ヲ促シタリト云ヒ  
殺氣黯澹タル其傍ニ他ノ電報ニ依レバ清佛ノ葛廉ハ無事ニ  
落着シタリト云ヒ清佛ノ談判ハ無事ニ落着スベキ様子ナリ  
ト云ヒ八日間ニ決答スベシトノ手詰メノ掛合ハ又更ニ八日  
間ノ日延ベナシタリト云ヒ南京ノ總督曾國荃ハ全權大臣ト  
シテ佛國公使バノノートルト會合商議スベシトノ命令ヲ受  
ケタリト云ヒ此萬廉ハ既ニ落着シタルカ或ハ今正ニ落着シ  
ツ、アルカ或ハコレヨリシテ斯ク談判ニ取扱フントスル都  
合ナルカノ如クニ見エ決シテ破裂開戦ナドノ模様ハナキモ  
ノ、如シ畢竟スルニ支那國內ニハ鉄道モナク即便モナク電  
線モ少ナク新聞紙モ少ナク政治上ニ事柄モ社會上ニ事柄モ  
一切皆秘密ノ中ニ藏ヌ置クノ風習ナルガ故ニ何事ニ拘ハフ  
ズ急ニ確實ナル報知ヲ得ル、甚ク難シ今回ノ萬廉始末コテ  
モ今暫ク時日ナ猶豫セザレバ到底確實詳細ノ報知ヲ得ル」  
ハ六ヶ敷カフン

キスル次第ナルガ故ニ今回ノ談判モ亦例ノ清佛談判ニシテナリ  
ベカラズ然レニ到底開戦ニハ至ルマジト我輩ハ鑑定スルナリ  
何トナレバ支那政府ハ到底佛國ヲ相手ニ戰争ヲ始ムルノ  
意ナシ好シ其意アリトスルモコレヲ實地ニ施スノ力ナケレ  
バナリ故ニ仮令佛國政府が戰争ヲ好ムモ支那政府ハコレニ  
應スル者ニアラズ況ヤ佛國政府ノ本心ト雖ニ決シテ戰争ヲ  
好ム者ニアラザルナヤ戰争ヲ好マザルノ心ヲ以テ戰争ヲ忌  
ムノ人ニ談判ス耳平和ニ落着スベキハ智者サ侯タズシテ知  
ルベキノミ佛國ハ大人ニシテ支那ハ小兒ナリ大人ノ手ナ以  
テ小兒ノ喉ヲ扼ス何事ヲ要求シテカ聽カレザル「アラン佛  
國ニシテ金銀ヲ欲センカ金銀ヲ取ルベシ瓊州ヲ欲センカ瓊  
州ヲ取ルベシ台閩ヲ欲センカ台閩ヲ取ルベシ然レニ天下ハ  
支那ト佛蘭四ノ天下ニアラズ世界列國中佛國ノ兇暴ヲ制止  
スルノ力ナ有スル者亦決シテ一二ニ止マラズ若シ佛國ニシ  
テ餘リニ傍若無人ノ罪勳ヲ恣ニシテ東洋ノ新利益ヲ已レ一人  
ノ掌撫ニ歸セシメ一粒一滴モ之ヲ他人ニ分ツフナカラント  
スルが如キ「アラン佛國政府ハ決シテコレヲ歎キ附セズ  
佛國ニ授クルニ大慾ヘ無慾ニ似タリノ歎ナシテスル「モア  
ラン故ニ佛國ノ眞物實益ヲ謀ルニ今回小兒ノ喉ヲ扼シタル  
利益ヲ取テ列國一般ニ分與スルノ策ニ出ルニ如クハナム此  
策ヲ施スノ法必ズ種々ナルベケレニ試ニ我輩ナシテ一法ナ  
案セシメバ左ノ如クスベシ先ヅ五千萬圓ノ賞金ヲ減セテ二  
三百萬圓ト爲ニ其代リニハ前年劉銘傳ガ支那政府ニ奏請シ  
タル四條ノ長鉄道即チ北京ヨリ盛京ニ至ルモノ一路北京  
ヨリ鎮江ニ至ルモノ一路北京ヨリ漢口ニ至ルモノ一路及び北  
京ヨリ蘭州府ニ至ルモノ一路ト此外ニ上海ヨリ湧江ヲ經テ  
シ色シヘ廣東雲南ニ入ルモノ一路ナ加ヘ總ナ五條ノ鐵道ヲ布設  
シ此鐵道ニ沿フノ各地方ヘ外國貿易ノ爲メニ竹園クベシ但  
シ何路ノ鉄道ヘ何年ニ着手シテ何年ニ竣功シ何路ハ何年ニ  
竣功スベシ若シ此約ヲ成ムト能ハザル時ヘ粵州ナリ台灣ナ

電  
報

○七月十一日龍勤發 佛國馬耳塞港おへ虎列刺病の爲めに死亡するもの甚多く昨日は五十三人の病死ありより堪へすとの奏議に關して張樹聲卒職は區分は之と吏部に下さる旨を上諭したり○會辦北洋事宜遠政使吳大澂は人オ保荐の旨に遵ひ三人を薦めより其中有用に才と思はるゝを總督李鴻章の英語通辨官羅豐祿一名として同人は擔當事件の完竣するを俟ち清帝に謁見する爲め北京お赴く筈なり○七月十二日北京發 總理衙門にては佛國政府に向て李鴻章と佛國艦將フルニエ氏の調印したる撮定條約に換ふるる通知したり是れ支那人の說ふて撮定條約に於ては支那兵の高官之を譲し又之を定むる筈あり其他天津お於て在北京の二高官と通向して行走する爲め欽差會辦二名を命じたり引拂ひの日限を定めずと云へばあり又郎松の新事件は清佛の高官之を譲し又之を定むる筈あり其他天津お於て在北京院左副都御史曾紀澤、浙江布政使德馨、江寧布政使梁肇煌、甘肅布政使魏光、直隸津海關道盛宣懷降關山西布政使方大湜を膺えらるゝ西太后おは軍議處に命じ今後之を抜擢する爲め其名を記存せしめたり

○能久親王 今般相模國藤澤縣邊より於て陸軍大學校生徒演習に付二品能久親王とは御沙汰に依り昨日午後十二時十五分新橋發れ汽車にて同所へ赴かれ侍従歩兵少佐岡田善長氏と其隨行を命ぜられたり

○北白川宮の御本館 赤坂門内に新築せし北白川宮殿下の御本館は既お落成し目下内閣の統帥より着手し居らるゝよしあるケ便利の爲め今度各室毎に電話機を仕掛け且つ廊中所々美麗なる燈臺を施付との事みて又別々樂鳥樂器古の爲め廊内へ廣大ある異場を設けられたりと言ふ

○皇族の御場 各族御方の御座御殿御茶御膳もなきもしが

雜報

○公使館朝  
本紙に記載  
朝の途々就  
に列せらる  
○新華族  
○大谷光瑩  
故島枝宮の御  
れども何か相  
右は其筋へ  
ぞうの信箇  
○岩倉洗子と  
院殿）の方に  
ハ本年四月リ  
分逝去したと  
女官を久しう  
たるよし又歎  
ふ供せられぬ  
參事院職官式  
連慮したり  
○昇進 宮内  
省三等出仕に  
○檢務局長  
大書記官が同  
ふ依れば檢務  
長副長に名を  
○隠京 譲は  
は御用済みて  
よ赴き居たる  
の三氏は國に  
■、千葉縣令  
○掛賀縣令  
午後三時半大  
都長等就り相  
三日付太傳より